

岩手県学校安全互助会が行う共済事業のご案内

当互助会の共済事業は、県内の園児から小・中学生さらに高校生や高専生までの子どもたちに広く安心を提供しています。学校等の管理下でケガをしたとき、手頃な掛金で安心を膨らませることができるのがこの共済事業の特徴です。

～たとえばこんな時にお役にたちます～

体育の授業でケガをして10日間通院した場合

支払い共済金
通院1日500円×10日間 = **5,000**円

部活動でケガをして30日入院した場合

支払い共済金
入院1日1,300円×30日 = **39,000**円

なお、学校等の管理下とは授業や保育中、学校の教育計画に基づく課外指導中や休憩時間中、通常の経路及び方法による通学（通園）途上や寄宿舎にあるときなどが該当します。また、共済期間は年度ごと（4月1日～翌年3月31日）で、請求できる期間は日本スポーツ振興センターの見舞金等の給付決定から3年間となります。

請求方法につきましては、各学校等の担当者の指示に従ってください。



共済掛金の年額

児童生徒等の1人あたりの年額

保育所・認定こども園・幼稚園	150円	特別支援学校	幼稚部	150円
小学校および義務教育学校前期課程	200円		小学部	200円
中学校および義務教育学校後期課程	350円		中学部	350円
高等学校 全日制	500円		高等部	500円
定時制	250円	高等専門学校		500円
通信制	150円			

注：小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校の小・中学部の要保護児童生徒及び準要保護児童生徒の共済掛金は半額です。
共済掛金は学校等が集金します。（学校等の担当者の指示に従って納入してください。）

支払われる共済金

ご請求に基づき保護者等に次のとおり共済金をお支払いしています。

7日以上通院をしたとき	通院共済金…通院1日につき500円
5日以上入院をしたとき	入院共済金…入院1日につき1,300円
後遺障害となったとき	障害共済金…262万円～6万円（通学途上の場合は半額）
亡くなったとき	死亡共済金…200万円（通学途上の死亡、突然死の場合は半額） 供花料…10万円（災害共済給付事業で損害賠償金等を理由として死亡見舞金の支給が行われない場合）

注：入院及び通院共済金の同一の事由による傷害に係る支払は傷害を被った日から10年間で限度です。

特別な災害の発生などの事由により、所定の共済金を支払うことができない場合には、共済金の削減を行うことがあります。

「共済」は助け合い

当互助会がおこなう共済事業は、県内の保育所・認定こども園・幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校に在籍する児童生徒が、学校等の管理下でケガをしたときなどに、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付事業の給付決定に基づいて、共済金をお支払いいたします。

岩手県内の契約

1,008 施設

たすけあいの輪

163,741 人

支払われた共済金

総額 **16,024,489** 円
/ **1,736** 件

※平成 26 年度から令和 4 年度までの年平均実績

(共済金の支払制限について)

- 死亡又は後遺障害が生じ、第三者から損害賠償金が支払われた場合や、国や県等から補償を受けた場合には、その額を限度として共済金はお支払いしません。
(共済金を支払った後に損害賠償額や補償額が確定した場合は、その額を限度として払済の共済金を返還していただきます。)
- 地域の多数の住民が被害を受けるような風水害、地震もしくは噴火などの異常災害による傷害の場合は、共済金をお支払いしません。
- 高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)及び高等専門学校の生徒・学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は共済金をお支払いしません。
(ただし、いじめ、体罰、その他の当該被共済者の責めに帰することができない事由により生じた傷害は除きます。)
- 高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)及び高等専門学校の生徒・学生が自己の重大な過失により発生した傷害で「災害共済給付事業」で給付額が減額された場合には、共済金も減額となります。

(個人情報に関する取り扱いについて)

- 共済事業において取得した個人情報は、互助会が共済事業の運営のために利用するほか、利用目的の範囲内で業務委託先等に提供することがあります。

一般財団法人 **岩手県学校安全互助会**

〒020-0015 盛岡市本町通 2 丁目 1-36 浅沼ビル 4F

電話 : 019-654-3027 FAX : 019-656-1675

ホームページ : <https://www.iwate-anzen.jp>